

(令和6年3月9日改正)

## 東京大学ゲーム研究会規約

東京大学ゲーム研究会は、本会所属の会員に対して、本会での活動に参加を強制すること、及び本会外での自由な活動を禁止することはしない。その一方で、会員が勝手気ままに行動し、本会に迷惑を掛けることは防ぐ必要がある。そこで、本会の適正な運営、及び外部との安全な取引を実現させるため、会員として守るべきことを、本規約は確定する。

### 第1章 総則

#### 第1条

- ① 本会は、東京大学ゲーム研究会と称し、略称をTGAとする。
- ② 本会は、東京大学駒場キャンパスを主たる活動場所とする。
- ③ 本会は、東京大学の自治組織に加盟する。

#### 第2条

本会は、コンシューマーゲーム、オンラインゲーム、その他のコンピュータゲームを通じて、会員同士での交流を目的とした団体である。

#### 第3条

本会の運営及び活動にあたっては、いかなる場合であっても、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別をしてはならない。

#### 第4条

本会は非営利団体であり、本会が得た利益を会員に分配することはない。

### 第2章 会員

#### 第5条

本会は、東京大学の学生又は研究生、もしくは東京大学大学院修士課程又は博士課程の学生又は研究生であれば、誰でも入会を申請し、代表の承認をもって会員となることができる。ただし、申請以前に本会から除名されたことがある者、反社会的団体との関わりがある者、その他の著しく重大な問題を抱える者の入会は、執行部全体の裁量で入会させないこともできる。

## 第6条

- ① 会員は、東京大学、もしくは東京大学大学院修士課程又は博士課程の学籍を失うと同時に、会員の資格を失い、OB又はOGとなることができる。
- ② OB及びOGは、本会の運営に携わることはできない。ただし、執行部からの要請に応じて、その活動を後援することはできる。

## 第7条

本会は、次の各号に定める場合において、当該会員を除名することができる。

- 1 毎年新歓期終了時に行うアンケートで本会在籍の意思を表明しなかった場合
- 2 除名に関する決議で出席者の過半数の承認があった場合

## 第8条

本会からの退会を希望する会員は、代表に申し出ることで、退会することができる。

## 第3章 執行部

### 第9条

本会は、東京大学教養学部前期課程2年次の会員を執行部とし、執行部が中心となって本会を運営する。ただし、執行部の人員を十分に確保できない場合、他の会員が代わりを務めることができる。

### 第10条

定例総会において、次の各号に定める役職を、次年度の執行部になる予定の会員の中からそれぞれ1名選出する。ただし、第1号と第2号は、同一人物が兼任することはできない。

- 1 代表
- 2 副代表
- 3 会計

### 第11条

代表は、本会の事務を統括し、本規約で定められた各種の権限と義務を存する。

### 第12条

- ① 副代表は、代表の事務を補佐する。
- ② 副代表は、代表がその事務を担当できない場合には、代わりに行うことができる。

#### 第13条

- ① 会計は、本会の支出及び収入を管理する。
- ② 会計は、定例総会で会計報告を行う。

#### 第14条

執行部は、第10条各号に定められた役職の他に、必要に応じて役職を設置することができる。

#### 第15条

会員が役職毎に割り振られた事務を遂行しない場合、総会において不信任決議を行うことができる。不信任決議が出席者の過半数に承認されたとき、当該会員を役職から解任し、執行部の中から代わりを選出する。

### 第4章 総会

#### 第16条

会員による、本会の運営及び活動における重大事項について決議する集会を総会とする。

#### 第17条

- ① 総会では、予め公示された議題に関する決議を行う。
- ② 総会の決議では、出席者は1人1票の議決権を持つ。
- ③ 総会の決議は、出席者の過半数の承認により可決される。
- ④ 総会を欠席する場合、予め欠席の旨を伝え、出席者と同様に議決権を行使することができる。

#### 第18条

- ① 総会は、対面又はオンラインで開催し、代表が招集する。
- ② 定例総会は、毎年3月に招集する。
- ③ 臨時総会は、必要に応じて招集することができる。
- ④ 執行部の過半数が総会の開催を要求する場合、執行部の中から1人を主催者として、総会を招集しなければならない。

#### 第19条

- ① 総会の招集は、総会が開催される2週間前までに開催形式、場所、時間、及び議題を公示し、招集の通知をしなければならない。
- ② 総会の招集の通知は、確実に会員全員に通知できる方法で行う。

- ③ 総会の招集に瑕疵があった場合、1ヶ月以内に再び総会を開催して当該決議が誤りでなかったことを確認しない限り、当該決議は無効とする。

#### 第20条

- ① 総会の定足数は、全会員数の2分の1とする。
- ② 定足数に満たない総会での決議は、無効とする。

#### 第21条

総会では、執行部の中から書記を選出し、議事録を会員全員に公開しなければならない。

### 第5章 会議

#### 第22条

会員による、本会の運営及び活動の方針について話し合う集会を会議とする。

#### 第23条

- ① 会議は、代表が必要に応じて招集する。
- ② 会議は、代表が招集しない場合、本会の円滑な運営のため、執行部の中から1人を主催者として、招集することができる。

#### 第24条

会議では、執行部の中から書記を選出し、議事録を会員全員に公開しなければならない。

### 第6章 会計

#### 第25条

- ① 本会は、その運営費に充てる目的で、収益事業を行うことができる。
- ② 本会は、会費に関する決議が出席者の過半数に承認された場合、会費の徴収を行うことができる。

#### 第26条

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、1年ごとに決算を行うものとする。

#### 第27条

本会の資金を合理的な理由なく浪費した会員は、その損害額を補填しなければならない。

## 第7章 財産

### 第28条

本会の所有する財産は、会員に総有的に帰属する。

### 第29条

本会の備品は、代表が管理する。

### 第30条

本会に貸与された財産は、代表が管理し、貸主に返却する。

### 第31条

- ① 会員は、代表に申し出ることによって、本会の備品を借りることができる。
- ② 会員は、本会から借りた備品を破損又は紛失した場合は、執行部に報告しなければならない。その備品の管理について重大な過失又は悪意が認められるとき、当該会員は損害額を賠償する。

## 第8章 著作物の権利

### 第32条

会員の制作した著作物の権利は、本会に提出された場合、本会に帰属する。

### 第33条

本会が頒布する会誌に掲載される記事は、会員が個人で公開することを禁止する。ただし、次の各号に定める場合、記事を書いた会員は、個人で当該記事を公開することができる。

- 1 無料会誌について、執行部の許可を得て公開する場合
- 2 有料会誌について、執行部の許可を得て会誌の頒布開始後に公開する場合

### 第34条

本会が公開した外部向けコンテンツの二次利用については、執行部が対応する。

## 第9章 情報漏洩

### 第35条

本会のパスワード、会計情報、会議の内容、公開前の企画の詳細、SNS やクラウドサービ

スへのリンク、その他の会員しか知り得ない情報を、本会が公開する以前に会員が外部に公開することを禁止する。

## 第10章 活動への制限

### 第36条

- ① 外部向けコンテンツを公開する場合、コンピュータゲーム制作者の権利を尊重する。コンピュータゲーム制作者がガイドラインを公開している場合、これに従わなければならない。
- ② 外部向けコンテンツを公開する場合、表現や発言には注意し、特に差別を想起させるような言葉を使用してはならない。

### 第37条

会員は、本会の名称、又は本会と同じハンドルネームを表示する場合、本会外の活動であっても、本会での活動と同程度の注意義務を果たす必要がある。

## 第11章 罰則

### 第38条

会員の素行が著しく悪い場合、次の各号に定める罰則を与える決議を総会に提出することができる。

- 1 備品の借用禁止
- 2 一時的な特定の活動への参加禁止
- 3 一時的な全面的活動への参加禁止
- 4 除名

## 第12章 改正

### 第39条

本規約の改正は、総会での決議において、出席者の3分の2以上が賛成し、全会員数の過半数の承認を経なければならない。

### 第40条

本規約が改正された場合、改正された規約は即時施行される。

第41条

施行されている規約は、会員がいつでも閲覧できるようにしなければならない。